

聴覚研究会 研究奨励賞規定

日本音響学会 聴覚研究委員会

2006/07/13 制定

2007/07/25 改定

2008/10/07 改定

2020/11/17 改定

【趣旨】

この賞は、聴覚研究の将来を担っていく優秀な若手研究者の研究を奨励する目的とし、聴覚研究会ビギナーズセッションにおいて、発想・方法論・発展性などにおいて特に優れた発表を行った若手研究者に授与する。

【名称】

聴覚研究会 研究奨励賞

【授与者】

日本音響学会 聴覚研究委員会 委員長

【受賞資格】

聴覚研究会ビギナーズセッションにおいて筆頭発表者として発表を行う若手研究者。対象となる者は、演題申込み時にその旨を申請する。「若手研究者」の定義は厳密には定めないが、おおよそ博士課程修了前あるいは終了後 5 年以内の者(またはそれに相当する経歴を持つ者)とする。ただし、過去に受賞経験のある者は資格対象外とする。最終的な判断は、申込者の経歴や奨励賞の趣旨などを総合的に考慮した上で、聴覚研究委員会が行う。

【選考方法】

聴覚研究会ビギナーズセッションにおける発表を対象として、発表者、セッション出席者、聴覚研究委員会役員(委員長、副委員長、幹事;以下、役員とする)が、選考基準・投票規定に従って、受賞にふさわしい発表に対して投票する。なお、当日欠席する役員は、他の者(当日出席する者。発表者、役員を問わない)に選考・投票を委任することができる。得票数の多い発表から、別に定める件数分を選出する。

【選考基準】

発表のうわべの出来映え(例えば絵の美しさ)ではなく、発表内容(ポスター、口頭説明、資料)から判断する。発表の一般的な質に加えて、対象者のキャリアを勘案しながら、特に以下の点を重視して総合的に評価する。

1. 独創性:ユニークなテーマ設定;方法論の工夫など(「考えても見なかった面白い問題だ」「エレガントな実験だ」)
2. 妥当性:適切な方法、合理的な論理(「その実験でその結論はないだろう」ということがないように)
3. 発展性:将来に対する期待(「先をもっと見てみたい」「私もやってみたい」「この人と一緒に研究したい」)

【投票規定】

1. 記名投票とし、簡単な選考理由も記入する。(投票者、選考理由は聴覚研究委員会により公開される場合がある。)
2. 各自2票持つ。同じ発表に2票でも、2つの発表に1票ずつ投票してもよい。
3. 集計時には、役員の1票は2票分に換算する(2倍の重み付け)。
4. 発表者は自分の発表(共著も含む)には投票できない。

【受賞件数と副賞】

1. 受賞件数は選考対象の発表数に依存して以下のように決定する。
 - 選考対象の発表数3-10件:受賞1件
 - 選考対象の発表数11件以上:受賞2件
2. 得票数が同数の場合は受賞数を追加する。
3. 副賞は1件あたり2万円の図書券とする。ただし、2.の場合に、1.で定められた受賞件数を超えた場合には、1件あたり1万円の図書券とする。

【表彰】

研究会当日中に集計、表彰式を行い、委員長から受賞者に賞状および副賞を授与する。受賞者は、本人の同意を得てホームページ等で公表される場合がある。

【付記】

次年度以降の継続の是非は別途検討される。

この規定は、必要に応じて適宜見直すこととする。